

総務委員会会議記録

総務委員会委員長 小 野 共

- 1 日時
平成 28 年 3 月 3 日（木曜日）
午前 10 時 1 分開会、午前 11 時 41 分散会
- 2 場所
第 1 委員会室
- 3 出席委員
小野共委員長、佐々木茂光副委員長、伊藤勢至委員、郷右近浩委員、柳村一委員、
岩崎友一委員、城内よしひこ委員、飯澤匡委員、工藤大輔委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
菊地担当書記、遠藤担当書記、藤本併任書記、藤澤併任書記、高橋併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 秘書広報室
木村秘書広報室長、保理事兼秘書広報室副室長兼首席調査監、千葉調査監、
八重樫秘書課総括課長、蛇口特命参事兼行幸啓課長、上和野広聴広報課総括課長
 - (2) 総務部
風早総務部長、佐藤副部長兼総務室長、小向総合防災室長、山崎入札課長、
佐々木防災消防課長、菊池人事課総括課長、熊谷財政課総括課長、
佐藤法務学事課総括課長、小畑税務課総括課長、猪久保管財課総括課長、
會川防災危機管理監、佐々木防災消防課長、及川総務事務センター所長
 - (3) 政策地域部
大平政策地域部長、大槻副部長兼政策推進室長、宮野副部長兼地域振興室長、
佐々木科学 I L C 推進室長、高橋政策監、小野評価課長、森調整監、
佐藤市町村課総括課長、佐藤調査統計課総括課長、古舘情報政策課総括課長、
菅原県北沿岸・定住交流課長、大坊交通課長
 - (4) 復興局
中村復興局長、大友副局長、高橋副局長、石川復興推進課総括課長、
田村まちづくり再生課総括課長、高橋産業再生課総括課長、
小笠原生活再建課総括課長
 - (5) 国体・障がい者スポーツ大会局
岩間局長、小友副局長兼総務課総括課長、安部施設課総括課長、

藤澤競技式典課総括課長、工藤障がい者スポーツ大会課総括課長

(6) 出納局

紺野会計管理者兼出納局長、田中出納指導監兼管理課長

(7) 人事委員会事務局

佐藤人事委員会事務局長、坊良職員課総括課長

(8) 監査委員事務局

菊池監査委員事務局長、小倉監査第一課総括課長

(9) 警察本部

種田警務部長、米澤生活安全部長、佐藤参事官兼警務課長、

勝又参事官兼交通企画課長

(10) 議会事務局

熊谷議会事務局次長、及川総務課総括課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 議案の審査

ア 議案第 84 号 平成 27 年度岩手県一般会計補正予算（第 5 号）

イ 議案第 92 号 平成 27 年度岩手県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）

ウ 議案第 93 号 平成 27 年度岩手県証紙収入整理特別会計補正予算（第 1 号）

エ 議案第 103 号 自治振興基金条例の一部を改正する条例

オ 議案第 105 号 岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例

カ 議案第 106 号 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び青少年による性風俗関連特殊営業の利用を誘発する行為等の規制に関する条例の一部を改正する条例

9 議事の内容

○小野共委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

なお、伊藤勢至委員は少々おくれるとのことですので、御了承をお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付しております日程により会議を開きます。

それでは、議案の審査を行います。初めに、議案第 84 号平成 27 年度岩手県一般会計補正予算（第 5 号）第 1 条第 1 項、同条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳入各款、歳出第 1 款議会費、第 2 款総務費、第 3 款民生費のうち復興局関係、第 9 款警察費、第 11 款災害復旧費第 1 項庁舎等施設災害復旧費、第 12 款公債費、第 13 款諸支出金、第 2 条第 2 表繰越明許費補正中、第 2 款総務費、第 9 款警察費、第 11 款災害復旧費第 1 項庁舎等施設災

害復旧費及び第4条地方債補正を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○熊谷財政課総括課長 議案第84号平成27年度岩手県一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

議案（その4）の1ページをお開き願います。今回の補正は、国の補正予算に呼応して、一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策、T P P 関連政策大綱実現に向けた施策等を推進するとともに、県税等の歳入の最終見込みや事業費の確定等に伴う所要の補正を行うものであります。

まず、第1条ですが、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ637億7,700万7,000円を減額し、開会日に提案させていただきました一般会計補正予算（第4号）と合わせました補正後現計を1兆862億9,611万1,000円とするものであります。第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分等については、2ページから10ページの第1表のとおりであります。これにつきましては後ほど予算に関する説明書により御説明を申し上げます。

次に、第2条繰越明許費の補正につきましては第2表、第3条債務負担行為の補正につきましては第3表、第4条地方債の補正につきましては第4表のとおりでありますので、順次御説明を申し上げます。

11ページをお開き願います。第2表繰越明許費補正のうち当委員会所管に係るものは、2款総務費、それから20ページでございますが、9款警察費、21ページ、11款災害復旧費の1項庁舎等施設災害復旧費でございまして、事業執行に不測の日数を要したものなど、合わせて19事業を追加してございます。

続きまして、23ページの第3表債務負担行為補正であります。こちらにつきましては、追加、変更とも当委員会所管に係るものはございません。

続きまして、26ページをお開き願います。第4表地方債補正につきましては、情報システム整備ほか1件を追加しようとするものであり、27ページ、障害者支援施設等整備など8件につきましては、記載の限度額を変更しようとするものであります。

それでは、歳入歳出予算の内容につきましては、予算に関する説明書により御説明申し上げますので、予算に関する説明書の3ページをお開き願います。

まず、歳入について御説明申し上げます。1款県税のうち1項県民税につきましては、株式等譲渡所得割の増により個人県民税は増となりますが、法人税割の減など、法人県民税が減になること等によりまして5,800万円の減、4ページ、2項事業税につきましては、企業業績の伸びが見込みを下回ったことによりまして13億3,600万円の減となっております。

5ページ、3項地方消費税につきましては、税率改正の影響の平準化及び消費額の増加により30億3,300万円の増となっております。

6ページ、4項不動産取得税につきましては8,100万円の減となっており、7ページ、5項県たばこ税は2,200万円の増、8ページ、6項ゴルフ場利用税は1,400万円の増とな

っております。

9 ページ、7 項自動車取得税は 1 億 200 万円の減、10 ページ、8 項軽油引取税は 2 億 1,400 万円の減、11 ページ、9 項自動車税は 900 万円の減、12 ページ、10 項鉱区税は 100 万円の減、13 ページ、11 項狩猟税は 200 万円の減、14 ページ、12 項産業廃棄物税は 1,700 万円減額するものであります。

15 ページ、2 款地方消費税清算金は、都道府県間の調整のため他県からの支払いを受けものであるようですが、59 億 4,200 万円の増となっております。

16 ページ、3 款地方譲与税の 1 項地方法人特別譲与税は 3 億 1,000 万円の増、17 ページ、2 項地方揮発油譲与税は 6,500 万円の減、18 ページ、3 項石油ガス譲与税は 1,200 万円の減、19 ページ、4 項地方道路譲与税は 99 万 9,000 円の減、20 ページ、5 項航空機燃料譲与税は 500 万円の増となっております。

21 ページ、4 款地方特例交付金につきましては 2,864 万 7,000 円の増となっております。

22 ページ、5 款地方交付税につきましては、震災復興特別交付税の整理などにより、250 億 9,432 万 9,000 円の減となっております。

23 ページ、7 款分担金及び負担金は、それぞれ T P P 対策関連の農地整備関連事業や、事業費の確定に伴う整理等であります。まず、1 項分担金につきましては 3,599 万 2,000 円の増、24 ページ、2 項負担金につきましては、1 目民生費負担金から、25 ページの 6 目災害復旧費負担金まで、合計 1 億 9,131 万円の減となっております。

26 ページ、8 款使用料及び手数料は、最終的な収入見込みにより、それぞれ整理を行ったものでありまして、1 項使用料につきましては、1 目総務使用料から、29 ページの 9 目教育使用料まで、合計 7,242 万 6,000 円の減となっております。

30 ページ、2 項手数料につきましては、1 目総務手数料から、33 ページの 9 目教育手数料まで、合計 4,633 万 9,000 円の減となっております。

34 ページをお開き願います。9 款国庫支出金は、事業費の確定による整理等でありまして、1 項国庫負担金につきましては、1 目民生費負担金から、36 ページに飛んでいただきまして、7 目総務費負担金まで、合計 259 億 6,242 万 9,000 円の減となっております。

37 ページ、2 項国庫補助金につきましては、1 目総務費補助金から、ずっと飛びまして 47 ページまで国庫補助金が続きますが、47 ページの 11 目開発指定事業高率補助精算金まで、東日本大震災復興交付金など合計 30 億 7,799 万 9,000 円の増となっております。

48 ページ、3 項委託金につきましては、1 目総務費委託金から、50 ページの 7 目教育費委託金まで、合計 3 億 9,242 万 3,000 円の減となっております。

続きまして 51 ページでございます。10 款財産収入 1 項財産運用収入につきましては、52 ページの合計欄であります。5,805 万円の増となっております。

53 ページ、2 項財産売却収入につきましては、不動産等の売り払い実績による整理等であり、1 目不動産売却収入から、54 ページの 5 目償還金まで、合計 9,620 万 8,000 円の増となっております。

55 ページ、11 款寄附金につきましては、いわての学び希望基金への寄附など、合計 4 億 960 万 7,000 円の増となっております。

56 ページ、12 款繰入金のうち 1 項特別会計繰入金につきましては、各繰入金の整理を行うものでありまして、合計 6 億 5,709 万円の増となっております。

57 ページ、2 項基金繰入金につきましては、自治振興基金等の活用を図るほか、実績に伴う整理などを行うものでありまして、218 億 867 万 7,000 円の減となっております。

次に、58 ページ、13 款繰越金につきましては、平成 26 年度決算に基づく繰越金につきまして、76 億 4,348 万 5,000 円を計上するものであります。

59 ページ、14 款諸収入のうち 1 項延滞金、加算金及び過料等につきましては、県税収入に係る延滞金や加算金等の整理でありまして、合計 6,398 万 9,000 円の増となっております。

60 ページ、2 項預金利子につきましては 3,117 万 2,000 円の増となっており、61 ページ、3 項公営企業貸付金元利収入につきましては 100 万円の減、62 ページ、4 項貸付金元利収入につきましては、中小企業東日本大震災復興資金貸付金など、合計 99 億 4,845 万 1,000 円の減となっております。

63 ページ、5 項受託事業収入につきましては、事業費の整理などにより、64 ページの合計欄でございますが、14 億 3,053 万 6,000 円の減となっており、65 ページ、6 項収益事業収入につきましては、宝くじ販売収益金について 1 億 5,566 万 7,000 円の増となっております。

66 ページ、7 項利子割精算金収入は 425 万 1,000 円の増、67 ページ、8 項雑入につきましては、1 目滞納処分費から 4 目雑入まで、補正額の合計は、72 ページでございますが、19 億 9,842 万 1,000 円の増となっております。

続きまして、73 ページ、15 款県債につきましては、1 目総務債から、75 ページの 10 目臨時財政対策債まで、合計 5 億 1,766 万 6,000 円の減となっております。なお、県債残高につきましては、222 ページの地方債の年度末における現在高の見込みに関する調書をごらん願います。事業区分ごとの説明は省略させていただきます。223 ページの上から 5 行目の計欄をごらん願います。中ほどでございますが、今回の補正での起債額の減、5 億 1,766 万 6,000 円と、その右の元金償還見込額の増、9 億 3,594 万 9,000 円により、補正後の 27 年度末現在高見込額は、一番右の欄でございますが、1 兆 3,528 億 4,484 万 1,000 円となるものでございます。

76 ページにお戻り願います。当委員会所管の歳出につきまして御説明申し上げます。

1 款議会費、1 項議会費につきましては、1 目議会費、2 目事務局費及び 3 目議員会館費とも所要額の確定に伴う整理でございまして、77 ページの合計欄でございますが、5,365 万 9,000 円の減額となっております。

78 ページ、2 款総務費の主な内容について御説明申し上げます。1 項総務管理費につきましては、1 目一般管理費は管理運営費等の整理、79 ページの 4 目財政管理費は、東日本

大震災津波復興金積立金の増等でありまして、合計は、82 ページでございますが、2 億 1,250 万 8,000 円の減額となっております。

83 ページ、2 項企画費につきましては、1 目企画総務費のいわての学び希望基金や東日本大震災復興交付金基金への積み立ての増など、85 ページ、4 目科学技術振興費の次世代産業創出事業費等の増などございまして、合計は 133 億 9,128 万 4,000 円の増額となっております。

86 ページ、3 項徴税费につきましては、1 目税務総務費の県税還付金の整理、2 目賦課徴収費の軽油引取税特別徴収交付金の減など、合計は、87 ページでございますが、1 億 8,207 万 5,000 円の減額となっております。

88 ページ、4 項地域振興費につきましては、1 目地域振興総務費の地域経営推進費等の減、89 ページ、3 目交通対策費の地域公共交通活性化推進事業費補助の減など、合計 4,941 万 6,000 円の減額となっております。

次に、90 ページ、5 項選挙費につきましては、3 目知事県議会議員選挙費の減などにより、合計は、91 ページでございますが、3 億 6,959 万 2,000 円の減額となっております。

次に、92 ページ、6 項防災費についてでございますが、1 目防災総務費は各経費の整理等、2 目消防指導費は消防学校運営費の増等により、合計は、93 ページでございますが、1 億 602 万円の減額となっております。

94 ページ、7 項統計調査費につきましては、国庫委託金の確定に伴うものであり、合計は、95 ページであります。445 万 9,000 円の減額となっております。

96 ページ、8 項人事委員会費につきましては、1 目委員会費及び 2 目事務局費とも執行見込みを踏まえた整理でございまして、合計 115 万 6,000 円の減額となっております。

97 ページ、9 項監査委員費につきましても同様の整理でありまして、合計 209 万 8,000 円の減額となっております。

98 ページ、10 項国体・障害者スポーツ大会費につきましては、運営基金積立金や執行見込みを踏まえた整理等でございまして、合計 21 億 838 万 6,000 円の増額となっております。

以上、2 款総務費の補正額の総額は 145 億 7,234 万 6,000 円の増額でございます。

次に、ちょっとページを飛んでいただきまして、111 ページをお開き願います。3 款民生費、5 項災害救助費のうち、当委員会の所管は説明欄にございます復興局関係でありまして、応急仮設住宅に係る経費の整理や災害援護資金貸付金の減などにより 14 億 3,640 万 9,000 円の減額、災害救助費トータルでは、計欄であります。14 億 4,098 万 4,000 円の減額となっております。

次に、174 ページをお開き願います。9 款警察費、1 項警察管理費であります。1 目公安委員会費から、175 ページの 5 目運転免許費まで、各経費の執行見込みを踏まえた整理等でございまして、合計は 5,282 万円の減額となっております。

176 ページ、2 項警察活動費であります。1 目一般警察活動費から、次ページの 3 目交通指導取締費まで、交通安全施設整備費など各経費の執行見込みを踏まえた整理等で

ざいまして、合計は7,279万2,000円の減額となっております。

以上、9款警察費の補正総額は1億2,561万2,000円の減額でございます。

また、ちょっとページを飛んでいただきまして、196ページをお開き願います。11款災害復旧費、1項庁舎等施設災害復旧費であります。1目警察施設災害復旧費につきましては震災により被災した警察施設の復旧経費の整理等ございまして、1,307万3,000円の減額となっております。

206ページをお開き願います。12款公債費につきましては、2目利子の減などにより、合計5億4,221万6,000円の減額となっております。

207ページでございます。13款諸支出金、2項公営企業出資金につきましては、執行見込額を踏まえまして、4万5,000円減額するものでございます。

208ページ、3項公営企業負担金につきましては、16億4,654万4,000円の増額となっております。

209ページ、4項地方消費税清算金につきましては、都道府県間の調整のための他県への支払いでございますが、36億9,717万2,000円の増額、210ページ、5項利子割交付金につきましては、税収の最終見込みによる市町村への交付金の整理であり、568万7,000円の増額となっております。

211ページ、6項配当割交付金につきましては、執行見込額を踏まえての整理であります。1億9,010万7,000円の増額、212ページ、7項株式等譲渡所得割交付金は2億3,120万5,000円の増額、213ページ、8項地方消費税交付金は29億8,859万5,000円の増額、214ページ、9項ゴルフ場利用税交付金は997万5,000円の増額、215ページ、10項自動車取得税交付金は7,080万1,000円の増額、216ページ、11項利子割精算金は102万4,000円の増額となっております。

以上、13款諸支出金の補正総額は88億4,106万5,000円の増額となっております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○小野共委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○郷右近浩委員 私のほうから何点か質問をさせていただきます。

まずもって、この間の冬季国体、お疲れさまでございました。一般質問でも同様の趣旨でいろいろ質問させていただき、その際、課題というよりも、何とか計画どおりうまくいったというような、そういった印象で質問の答えを受け取っていたわけであり。しかしながら、国体の施設整備に関しては、恐らく市町村や競技団体等からいろいろな形で要望が出されてきても、それに対して、ある程度、ここまでしかできないとか、また市町村がやる部分といったようないろんな区分けをして、満額応えられていない部分もあると思いますが、今回の補正予算では、国体の施設整備費を減額補正にすることになっております。今回の減額については、平成27年度に施設整備が間に合わなかった部分も含めた減額補正なのか、どのような考え方で進めているのでしょうか。また、減額部分が基金に積み戻されて、間に合わなかった部分の施設整備を平成28年度にその基金で行うといったよう

な考え方なのでしょうか。さらに、今回、減額部分というか、使い切れなかった部分も含めて、新たに市町村や競技団体の要望に応えられるような形で進めていけるのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○安部施設課総括課長 平成 27 年度の施設整備でございますが、委員から間に合わなかった部分があるのではないかとというようなお話でしたけれども、平成 27 年度は基本的に計画どおり進めることができいております。1 億 700 万円ほどの減額補正でございますが、これは各市町村の事業費の確定に伴って減額したものでございまして、整備が間に合わなくて次の年に繰り越ししたといったものではございません。ただし、1 施設について、今年度予定していた仮設工事を来年度のリハーサル大会前に整備したほうが効率的ということで、平成 27 年の工事を平成 28 年に移したのもございますけれども、それも間に合わないというわけではなくて、そのほうが効率的ということで、今回の減額となったものでございます。各市町村あるいは競技団体からの要望につきましても、競技施設整備の基準に沿うというものであれば、工事対象として整備しているものでございます。

○郷右近浩委員 今回、1 億円の減額補正ということで、この部分を大会の基金に積むというような整理になると思うのですが、この処理はどのようになるかお伺いします。

○小友副局長 基金に積みますのは、今後執行する見込みの部分で積んでおりまして、今回の補正で来年度の大会を見込んで基金を積み増しします。支出については、県の一般会計予算から支出しておきまして、必要な部分について基金を取り崩した上で支出をすることになりますので、執行状況を見ながら、執行した分は基金から取り崩していくという形になります。

○郷右近浩委員 国体の施設整備に関しては、前回の国体で使用した会場、施設をある程度整備して今回も使うといったような部分がかかなりあり、これは県で進めている長寿命化にも恐らく合致するような考え方の部分もあると思います。そうした中で県全体の予算から考えれば余裕があるという話ではないにしても、予算執行に関しては、市町村からの要望に沿ってなるべく進めていっていただきたいというものであります。

同じくこの予算消化という部分に関しては、警察本部にもお伺いしたいわけですが、交通施設整備費が減額補正になっております。例えば信号機などの交通安全施設に関しては、かなりの要望が来て、いつ要望に応えられるかわからないといったような地域が多々あると思いますので、そうした部分にもなるべく配慮しながら、減額補正というよりは進められるところ、手をかけられるところにきちんと手をかけていくといったようなことをぜひやっていっていただきたいと思うわけですが、この点について県警の方からの御所見をいただきたい。

○種田警務部長 交通安全施設の減額の関係でございますけれども、平成 27 年度は計画どおりに実施をしております、今回の減額につきましてもは契約実績による減額補正となっております。また、今後も計画どおり安全施設の整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

○郷右近浩委員 きちんとした整備計画があって、その計画どおりにやって、契約実績で減額となったことについてはわかりました。もちろんそういった状況ではありますけれども、交通安全施設については、子供や交通弱者の方々を守るものでもありますので、余らないようにと言ったら変ですけども、年度途中であってもいろんな見直しやチェックをしながら、なるべく手当てができるようなことを考えていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。要望で終わります。

○城内よしひこ委員 諸収入の中で、看護師等修学資金貸付金の部分についてお伺いしたいと思いますけれども、この実績は何人ぐらいの方が御利用しているのかをお伺いしたいと思います。

○熊谷財政課総括課長 申しわけございません、ちょっと手元に資料がございません。

○城内よしひこ委員 では、県債のことでちょっとお伺いします。県境不法投棄の部分は、これも、だめですね。不法投棄の件、衛生費の部分もだめですね。

○飯澤匡委員 緊急雇用創出事業の臨時特例基金は、事業主体が市町村ということで、D I Oジャパン社に係るものについてどのような対応をするのかということ、今、自治体、議会の中で審議中でありましてけれども、増額補正した部分については、いつの時点をもって決定したのでしょうか。それとも、基金は戻すという前提でこのような処理をされたのでしょうか。どのような考え方でどういう処理をされたのか御所見を伺います。

○熊谷財政課総括課長 緊急雇用の基金の積み立てでございますが、補正額が1億812万円余となっております。この内訳でございますが、会計検査院の指摘による過年度返還金、D I Oジャパン関係、それから大雪りばあねつと関係で5,692万9,809円、それから事業精査による過年度返還金が5,032万8,712円、それから基金運用益が86万8,717円、これを計上しているものでございます。

○小野共委員長 質問したことだけ答えてください。どういう処理をされたのか。

○飯澤匡委員 返すのを見込んで処理されているということですか。

○熊谷財政課総括課長 会計検査院から不当と指摘された金額につきましては、今年度内に返還というお話がございますので、返還されるものと見込んで予算を計上したところでございます。

○柳村一委員 確認ですけども、説明書の33ページの警察手数料の処分者講習費が減額になっているところと、あと175ページの運転免許費が増額になっています。こら辺には、何か関係があるのかということをお伺いします。

○種田警務部長 その点の資料はございませんので、改めて説明させていただきます。

○小野共委員長 では、後ほどということで。

○飯澤匡委員 先ほどの続きですが、今、市議会等ではD I Oジャパン社に係る補助金返還については、県にも責任の一端があるというような答弁をしている首長もいるわけですが、これが議会に提案されず、そして今年度末までに県の基金に積み増しされないというような事実があった場合には、年度末にさらに何らかの処理をされるということになるの

でしょうか。

○熊谷財政課総括課長 結果として補助金返還がなされないということであれば、県に歳入がない形になりますので、歳入がない形での決算処理を行いますし、歳出のほうも財源としての歳入がありませんので、基金への積み立てということはせずに不用額の扱いとして処理される予定です。

○小野共委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第92号平成27年度岩手県公債管理特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○熊谷財政課総括課長 議案第92号平成27年度岩手県公債管理特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案（その4）の50ページをお開き願います。平成27年度岩手県公債管理特別会計の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12億496万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,163億7,097万2,000円としようとするものであります。

補正内容につきましては、予算に関する説明書により御説明申し上げます。予算に関する説明書の277ページをお開き願います。

まず、歳入であります。1款財産収入、1項財産運用収入は、県債管理基金の利子でありまして、447万2,000円の増額でございます。

278ページ、2款繰入金、1項一般会計繰入金は、一般会計の公債費からの繰入金でありまして、4億1,143万8,000円の減額でございます。

279ページ、3款県債、1項県債は、繰り上げ償還に伴う借換債を7億9,800万円減額するものでございます。

次に、280ページ、歳出でございますけれども、1款公債費の補正の主なものは、県債償還利子の13億6,183万6,000円の減などございまして、合計12億496万6,000円の減額でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○小野共委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 93 号平成 27 年度岩手県証紙収入整理特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○田中出納指導監兼管理課長 議案第 93 号平成 27 年度岩手県証紙収入整理特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

議案（その 4）の 53 ページをお開き願います。平成 27 年度岩手県証紙収入整理特別会計の補正予算額は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 9,970 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 38 億 8,317 万 5,000 円としようとするものであります。

補正内容につきましては、便宜、お手元に配付しております予算に関する説明書により御説明申し上げますので、予算に関する説明書の 283 ページをお開き願います。

まず、歳入であります。1 款証紙収入、1 項証紙収入は、1 目県税の減額、2 目使用料及び手数料の減額を合わせまして 1 億 4,054 万円余を減額しようとするものであります。

次に、284 ページをお開き願います。2 款繰越金、1 項繰越金は 4,083 万円余を増額しようとするものであります。これは、前年度繰越金の確定に伴うものであります。

次に、歳出であります。285 ページ、1 款繰出金、1 項一般会計繰出金であります。これは県税、使用料及び手数料に係る証紙収入を一般会計に繰り出しするものであり、今年度の見込みに合わせて、1 目県税の減額、2 目使用料及び手数料の減額を合わせまして、9,970 万円余を減額しようとするものであります。

以上で、平成 27 年度岩手県証紙収入整理特別会計補正予算についての説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○小野共委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 103 号自治振興基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤市町村課総括課長 議案第 103 号自治振興基金条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その 5）の 1 ページをお開き願います。内容につきましては、便宜、お手元にお配りしております自治振興基金条例の一部を改正する条例案の概要により御説明申し上げます。

1 の改正の趣旨であります。市町村等に対して県単独資金の貸し付けを行っております自治振興基金につきまして、市町村への貸付実績を踏まえ、今後の貸し付けに支障が生じない範囲で一般会計に繰り入れるため、基金の額を減額しようとするものであります。

2 の条例案の内容であります。基金の額を現行の 95 億 600 万円から 77 億 600 万円に減額しようとするものであります。

3 の施行期日等ありますが、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○小野共委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

○岩崎友一委員 確認ですけれども、これまであまり基金を使っていないような気がするのですが、これまでの自治振興基金の貸付実績、推移も含めてどうなっているか伺いたいののが 1 点、あと他県の状況について、減額しているのか、貸付実績も含めて状況がわかればお示しをいただきたいと思います。

○佐藤市町村課総括課長 基金の推移ということでございますけれども、この制度は昭和 46 年に制度創設されてございます。平成 26 年度までの貸付実績は、総額で 751 億円余という状況になってございます。これは、平成 11 年にインターハイがございました関係で平成 7 年から平成 10 年あたり単年度の貸し付けが非常に多くなってございまして、単年度で 50 億円ほど貸付した実績がございまして、最近は貸し付けの件数、実績とも減ってございます。平成 26 年度につきましては 2 市に対しまして 2 億 5,200 万円、それから平成 25 年度は 3 市村に対しまして 1 億 6,800 万円、それから平成 24 年度は 5 市村に対しまして 2 億 9,000 万円程度という状況になってございます。

それから、他県の状況ということでございましたけれども、貸付制度は平成 26 年度時点で全部で 39 の都道府県で制度を持ってございまして、こちらは基金化をしているところと、

それから一般会計あるいは特別会計で貸し付けをしているという状況がございます。ちなみに、東北各県の状況を申しますと、基金化を図っておりますのは青森と岩手と福島の3県でございまして、青森県の基金総額が37億8,000万円程度、それから福島県が62億4,000万円程度という状況になってございます。

○**岩崎友一委員** 市町村課の感覚からすると市町村で不測の事態というか、お金を借りたい場合、地方債の発行も含めて、どういふものを優先的に使って確保しているのか伺いたい。

○**佐藤市町村課総括課長** 自治振興基金は、公共施設の整備や地方債の借りかえなど、そういうものに用途が決まっております。あとは震災が発生いたしましたので、震災対応のために充てる経費などの特別枠も設けてございますが、最近は合併特例債、過疎債などの有利な起債の制度がたくさんございますので、そちらの利用が非常に多くなっているということでございます。自治振興基金の平成26年度の活用例で申し上げますと、広域行政の関係でいずれ合併特例債の起債を充てた残りのところに充てるもの、それから一般の道路整備の関係で、起債を充てられないような事業について、県単独の部分で貸し付けを行うというような形の要求が多くなってございます。

○**小野共委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**小野共委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**小野共委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**小野共委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第105号岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例及び議案第106号風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び青少年による性風俗関連特殊営業の利用を誘発する行為等の規制に関する条例の一部を改正する条例、以上2件は関連がありますので一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**米澤生活安全部長** 議案第105号岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例及び議案第106号風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び青少年による性風俗関連特殊営業の利用を誘発する行為等の規制に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

これらの条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、いわゆる風営法

の改正に伴うものでありますことから、初めに議案第 106 号の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例、いわゆる風営法施行条例の一部を改正する条例、及び青少年による性風俗関連特殊営業の利用を誘発する行為等の規制に対する条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

議案（その 5）の 8 ページをお開き願います。内容につきましては、お手元にお配りしております議案第 106 号関係の資料により御説明いたします。

初めに、1 の改正の趣旨についてであります。風営法の一部改正により特定遊興飲食店営業という許可営業が新たに設けられたことから、営業所の設置を許容する地域を定めるなどの所要の改正をしようとするものであります。

次に、2 の条例案の内容についてであります。1 の風営法施行条例については、風営法から条例に委任された事項などの改正を行うこととして、アからキまでの改正をしたいと考えております。

アの特定遊興飲食店営業の許可に係る営業所設置許容地域について定めることについてであります。特定遊興飲食店営業とは、ナイトクラブ、その他設備を設けて客に遊興させ、かつ客に酒類の提供を伴う飲食をさせる営業を深夜午前零時から午前 6 時までの間において営むものとされております。特定遊興飲食店営業については、政令の基準に従い、条例によりこれを営むことができる地域を定めることができるとされました。現行条例では、風俗営業を午前 1 時まで営むことができる地域について定めており、これは盛岡市の大通地域、八幡地域、奥州市水沢区の水沢駅前地域、北上市の北上駅前地域の四つの地域を指定しております。今回の特定遊興飲食店営業を営むことができる地域は、政令の基準に準拠し、この四つの地域を指定したいと考えております。

次に、イの特定遊興飲食店営業の営業時間の制限について定めることについてであります。法は特定遊興飲食店営業について 24 時間継続しての営業を可能としつつ、条例で営業時間を制限できると規定されております。改正条例案では、政令に準拠し、酔客と通勤通学者とのトラブルを避けるため、県内全域において午前 5 時から午前 6 時までの 1 時間について、営業を制限したいと考えております。

次に、ウの特定遊興飲食店営業の遵守事項について定めることについてであります。条例改正案は、18 歳未満の者を午後 6 時から午後 10 時前の時間において営業所に客として立ち入らせる場合には、保護者の同伴を求めることのほか、風俗営業と同様に営業所で卑わいな行為をさせないなどを営業者及び従業者の遵守事項として定めたいと考えております。

資料の 2 枚目をお開き願います。次に、エの深夜における風俗営業の時間の制限を午前 1 時までとすることについてであります。風俗営業の営業時間は、原則午前零時までですが、政令の基準に従い、アで御説明した盛岡市を初めとする四つの地域については、従来、法の規定により午前 1 時まで営業することが認められております。この時間を今回条例で規定することとされましたが、これまでの法の規定どおり午前 1 時としたいと考えており

ます。

次に、オの年少者の立ち入りに係る遊技場営業者の遵守事項について定めることについてであります。条例改正案は、青少年の立ち入りを制限する時間と年齢について、従前と同様に午後6時から午後10時前の時間において16歳未満の者を営業所に客として立ち入らせないこととし、これを風俗営業者及び従業者の遵守事項としたいと考えております。

次に、カの風俗環境保全協議会を置く地域を定めることについてであります。アで御説明した盛岡市を初めとする四つの地域である風俗営業の営業延長許容地域に設置することとしたいと考えております。

次に、キのその他の所要の整備をすることについてであります。特定遊興飲食店営業に係る騒音及び振動の規制について、風俗営業に係る騒音及び振動の規制と同様に規制するほか、現行条例の日の出時の規制を午前6時に改めるなど、法律の改正に伴い、用語を整備するとともに、引用条項を整備しようとするものであります。

次に、(2)の青少年による性風俗関連特殊営業の利用を誘発する行為等の規制に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。これは、風営法が改正され、これまでゲームセンターは8号営業とされていたところではありますが、5号営業に改められたことから、項ずれを改正するものであります。

次に、3の施行期日等ではありますが、法の施行日である本年6月23日から施行することとしております。

続きまして、議案第105号岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案(その5)の3ページをお開き願います。内容につきましては、お手元にお配りしております議案第105号関係の資料により御説明いたします。

1の改正の趣旨及び2の条例案の内容についてであります。風営法の一部改正により、特定遊興飲食店営業という許可営業が新たに設けられたことから、これに係る許可申請手数料、再交付手数料、相続、合併、分割、構造設備変更に係る承認申請手数料など、11の事務に係る手数料を新たに定めようとするものであり、その額は地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定める額と同額としております。

次に、3の施行期日等についてであります。特定遊興飲食店営業の許可申請については、本年3月23日から申請できることとされておりますことから、改正手数料条例の一部は3月23日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○小野共委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○郷右近浩委員 1点、質問させていただきたいと思っております。議案第106号についてでありますけれども、この条例で定める地域では、それぞれの警察署長、風俗営業者、地域住民等によって構成される、風俗環境保全協議会を置くことができるということになります。この協議会ですけれども、さまざまな課題が出てきたときに、ここで話し合う場をつくる

といったような考え方だと思うのですが、どのようなことが話し合われると想定されていますか。また、何かの課題が出て、それへの対処という面においては、どのような権限があるのでしょうか。また、さらにはそれをやれる力があるのかといったような部分について教えていただきたいと思います。

○米澤生活安全部長 まず、この風俗環境保全協議会の構成メンバーについては、資料に記載のとおり、警察署長、当該地域の風俗営業者等、地域住民等により構成された協議会をつくることとされました。四つの地域で設置する予定でありますけれども、このメンバー等には、特定遊興飲食店だけではなくて、いろいろ地域の方々から、用便をして困るとか、酔客がうるさいとか、そういったさまざまな飲食店に係るトラブルについて苦情が寄せられると思います。そういったことについて、その解決策を協議するというふうなことになっておりまして、このメンバーについては守秘義務が設けられております。さらに、その苦情等についての簿冊も整備することになっておりますので、こういった具体的な苦情があるかはわかりませんが、地域住民等からのそういった要望、苦情についての協議をすることとされています。

○小野共委員長 協議会の権限は。

○米澤生活安全部長 協議されたものがこういった形で解決されるかというもののまで権限が及ぶものではないと承知しております。

○郷右近浩委員 風俗営業というくくりはもちろん広いと思います。その中でこの四つの指定地域には、飲食店等、そういった意味での風俗営業が多い地域でもあると思うわけがあります。その中で例えば客引きや営業の仕方など、さまざま地域の方々からの要望や苦情を受けて、警察としてもこれまで対応してきたというのは承知しております。

そのときに、社交業組合の方々と県警とは、これまでも懇談などいろんな形で意見交換が進められてきたということも理解しているわけですが、今度はそうしたものも含めて、これまで以上にこの会でふだんから密接に意見交換ができるようになってほしいと思うものであります。そして地域の課題に答えていていただきたい、解決も含めて当たっていただきたいと思うわけでありまして。そうするとやはりそこで課題として出されたものを解決していくための権限のところ、最終的には警察の取り締まりであったり、そうしたものに戻るといった認識でいいのでしょうか。せつかくつくる組織でありますので、ふだんからの意見交換などを、そうしたものに活用していただきたいという思いがありますが、これに対する所感を頂戴いたしたいと思います。

○米澤生活安全部長 委員御指摘のとおり、大通地区等については呼び込み等への要望も承知しております。これについては、県警察では、今お話があったとおり、立ち入り等の強化をしながら指導、取り締まりを行っていくことになろうかと思っております。また、例えばごみが散乱しているのであれば、飲食店の管理者等を通じて、飲食店独自でごみの回収に当たらせるとか、酔客、騒音がうるさいということになれば、店舗あるいは地域住民の方等による警察との合同パトロールとか、そういったものを行いながら、善良な風俗環境の

保全に努めていきたいと考えております。

○小野共委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○伊藤勢至委員 災害公営住宅を県の内陸にも建てたいということを検討しているとのことで、前回のこの委員会でも議論があったところでありますが、これについてお伺いをしたいと思います。私は、ぜひこれを早くやっていただきたいと思う立場からの質問であります。

まず、沿岸で今回の東日本大震災津波によって大きな被害を受けましたのは、水産漁業従事者であります。今回まさに完膚なきまでにやられてしまったわけですが、東日本大震災の数年前までさかのぼりますと、低気圧あるいは台風などで、山田から南、山田から東が2回にわたって、それぞれ大きな被害を受けております。さらにもうちょっとさかのぼりますと、十勝沖地震というのがありましたし、それからチリ地震津波等もあつたりして、数回にわたって沿岸の水産漁業は痛めつけられているということでもあります。

今回、まさに大被害でありまして、大変だったわけですが、そういう中でいとこ、親戚、あるいは子供たちを頼って内陸に避難して来た方々もいらっしゃる。水産漁業で頑張っていた方々は、65歳は普通、70歳になってもまだ頑張っている、そういう中で、長い間の被害を受けた結果、もう体力がない。したがって、ここで1,500万円、2,000万円をかけて、漁業、養殖施設等を復旧しても、自分の代で回収ができないかもしれない、後継者がいないとなおのことで、こういうことから、残念ながら漁業権を放棄してしまった方々がいっぱいいらっしゃるのだと思います。

引っ越してきて5年も経過しましたので、それなりのコミュニティができて、子供たちも転校して5年でそれぞれのコミュニケーションはとれていると思いますから、それをただ単純に、生まれたところに戻れ戻れというのはいかがなものか、こういうふうに思うところでもあります。

発災後、いとこ、親戚、あるいは子供たちのところに避難したとはいえ、これが5年に

もなりますと、その家庭の秩序に微妙なあつれきがあって、やっぱり若夫婦には若夫婦の生活があるのだから、父、母も自分の人生設計を立てて考えていかなければならないと、そう考えている人が多いというふうに伺っておりますし、私もそのとおりだろうと思います。室生犀星でありませぬけれども、ふるさとは遠きにありて思うものになるかもしれませんが、これは何ともいたし方のないものであります。

恐らく水産漁業に戻る道は自分でもう塞いでしまっておりますので、しかも共済に入っており、共済から補助金みたいなものがございますけれども、これを老後の生活資金として、あるいは年金をベースにして今後の人生設計を立てる、そういうふうにする方々にとりましては、やはり一日も早く公営住宅があったほうが良いと、こういう意見があるのだと思っております。したがって、私は本当に善政、善き政治であると思っておりますけれども、そういうことを早く進めていただくのが県の立場ではないかなと、このように思いますが、いかがお考えでしょうか。

○小笠原生活再建課総括課長 内陸への災害公営住宅についてであります。所管は県土整備部になりますが、現在、そちらのほうで意向調査を行って、今取りまとめを行っている状況でございます。その結果を踏まえまして、今後内陸に建設するか否か、そういった検討をして、決定するという形になるものでございます。

なお、委員御指摘のとおり、内陸に避難されて長期化されているという、それぞれ個別事情が御ありの方がございますので、その辺には寄り添って今後も対応してまいりたいというふうに考えています。

○伊藤勢至委員 よく自治体の為政者が、沿岸で生まれた人は沿岸に帰ってこい、この地域に生まれた人はこの地域に帰ってきてほしいと言いますが、その心は実は国の地方交付税のベースが人口にあるからだと思っております。確かに人が減ると交付額が減る。ですけれども、それを超えて、地域に帰ってきてくれと言うからには、各自治体が政策で迎え入れるしかないと思うのであります。今いる所よりも戻ってきたほうが良いですよ、こういうメニューをおそろえしてお迎えをしたいですよというのであれば、それはいいかもしれませんが、ただ単に人口減は即地方交付税減につながるというだけでは、なかなか難しかろうというふうに思っているところであります。

したがって、3.11の少なくとも10年ぐらいたかひのぼって、沿岸漁業の被害がいかようであったか、体力が本当にあるのかないのか、そして今の大きな共済金をベースにした年金での老後の生活というところを考えた際には、これは何としても早めていただきたいと思っておりますので、寄り添うとか言っていないで、自分でおぶって走ような気持ちでやっていただきませぬと、ただそばにいただけではありがたいと思われぬと思っております。

それから、これは教育委員会に聞いたほうが良いのかもしれませんが、発災から5年も経過しました。小学校1年生で内陸に転校してきた子供たちは、もう5年生になるわけがあります。当然それなりのおつき合い、コミュニティーはできているかと思っておりますが、被

災をした子供たちが内陸に転校してきて、その学校で温かく受け入れてもらっているのかどうか。そういう調査は、これは教育委員会に聞いたほうがいいのかもかもしれませんが、災害復興という中ではそういうこともひとつ調べていただいて、いろんなおかしな方向に行かないうちに、それこそそういうときに寄り添って調べていただきたいと思うのですが、これについてはいかがでしょうか。

○**小笠原生活再建課総括課長** 内陸に転校した生徒のケアの問題でございますが、申しわけございません、復興局としては調査してございませんので、ただいまの委員の御意見を教育委員会のほうにお伝えさせていただきたいと思えます。

○**伊藤勢至委員** いろんな政策を進める際に、いろんな声があるのは当たり前の話であります。百人百様だと思いますけれども、そういうときに行政の判断としては、51対49のような場合でも、多数決でいくしかない、そういう決断をしなければいつまでも尾を引いていくものもあると思いますので、あとで多少悪口を言われようとも、大筋がどっちにあるのかを判断して進めていただきたいと要望して終わります。

○**城内よしひこ委員** 被災した警察施設と釜石の免許センターを含めて、今後の動向、見通しを含めてお伺いしたいと思います。

○**種田警務部長** 東日本大震災津波で被災いたしました警察施設の復旧状況についてでございますけれども、再建を計画しております施設は19施設でございますが、まず、平成26年12月に釜石警察署平田駐在所の運用を開始いたしております。平成27年7月に大船渡警察署の気仙駐在所、28年1月に大船渡警察署の綾里駐在所、それから2月になりますが、宮古警察署の磯鶏駐在所、それから日の出町駐在所、この5施設が今運用を開始しているところでございます。

今後の復旧の見込みでありますけれども、本年4月には大船渡警察署高田幹部交番、それから岩泉警察署小本駐在所が運用を開始する予定となっております。また、現在宮古警察署、それから釜石警察署大槌交番、宮古警察署田老駐在所の工事を進めております。御質問にありました釜石警察署、それから免許センターを含めまして残りの9施設につきましても、復旧に努めているところでございます。

○**城内よしひこ委員** その残り9施設は、今後いつごろまでにできそうか。また、土地の選定も含めてもう決まっているのか、その辺おわかりでしたらお知らせください。

○**種田警務部長** 施設によりまして、進捗状況にばらつきはございますけれども、土地については1施設を除きまして固まっているところでございます。決まっていない1施設は、釜石警察署の吉里吉里駐在所でございます。これまで地方自治体等の協力を得ながら、大規模災害が発生した場合でも治安拠点、防災拠点として機能を十分発揮できる場所を前提に再建場所の選定を進めているところでありますが、吉里吉里地区の大半が被災しております状況から、現時点において用地選定には至っていないところでございまして、引き続き地権者と協議を進めて用地を確保し、早急に駐在所の再建を図っていきたいと考えております。

○**城内よしひこ委員** ぜひ急いでやってほしいところでありまして、特に免許センターは今の釜石の仮設の施設がなかなか便宜がよくないというお話をお伺いしましたので、ぜひ改良方も含めて早急に対応していただければと思います。

○**柳村一委員** 確認ですけれども、最近、橋のプレートや欄干、バッテリーなどが人けのないところで結構盗まれているということで、県内の現状と対策をどのようにしているのかお伺いしたいと思います。

○**米澤生活安全部長** 県警察では、これまで県南地方におきまして、橋梁の橋名板、擬宝珠及びトンネルのプレート等の盗難被害を認知しているところであります。被害防止対策といたしましては、橋梁、トンネル等を管轄する国、県、市町村に対し、被害実態の把握と、盗難被害防止の措置を講ずるよう注意喚起したところであります。そのほか、交番、駐在所が発行している交番速報やミニ広報誌により、地域住民に対し不審者発見の際の通報要請をしたほか、警察官によるパトロールを強化し、警戒活動を実施したところであります。

具体的な被害の実態についてでございますけれども、本件被疑者につきましては、本年1月、宮城県警察で逮捕し、現在も捜査中でありまして、具体的な被害状況等につきましては、捜査に支障を及ぼすおそれがあることから答弁は差し控えさせていただきます。

○**柳村一委員** 先ほどの城内委員ではありませんけれども、沿岸のほうの警察施設がないところで、出荷を迎えている漁船からバッテリーや蓄電器、そういうものを盗られているという部分で、警察として手が回らない部分があるかなと思うのですけれども、Nシステムが結構、凶悪犯罪への対応やいろんな災害のときに役立っているようですが、県内にNシステムというのはそんなにないものなのではないでしょうか。また、それがあれば、そこを通行した車は限定できるわけで、捜査にすごく有効だと思うのですが、そこら辺の導入の考えなどありましたらお願いします。

○**佐藤参事官兼警務課長** Nシステムと申し上げますものにつきましては、通称自動車ナンバー自動読み取りシステムというふうになっております。このシステムは、走行中の自動車ナンバーを自動的に読み取り、盗難自動車等の手配車両のナンバー、これと照合しまして発見する捜査支援システムになっています。これの県内に設置されている数については、答弁を控えさせていただきます。

○**柳村一委員** せっかくみんな頑張って復興しているときに、沿岸でそういう盗難事件などが起こると、一生懸命やっている方々ががっかりする。また、少ない人数で一生懸命夜間警備に当たってくださっている警察官の方は大変だと思います。例えば人が多くいるところでは監視カメラなどがいっぱいあって、そういうところから解析ができるのでしょうけれども、人の少ない沿岸地域ではなかなか難しい部分があるので、そういう人の手に頼らないシステムを導入しながら、住民の安全、安心を守っていく方法がいいのではないかと思いますので、最後にお考えを伺って終わります。

○**米澤生活安全部長** 柳村委員御指摘のとおり、沿岸地方の漁船やバッテリーの盗難が多

発していることは承知しております、沿岸の各警察署員につきましては特に夜間のパトロール等の強化を行っているところでございます。そのほかに、漁業従事者あるいは漁協等を通じて、さまざまな情報チラシ等も活用しながら注意喚起を行って、通報、不審者への対応、そういったものも行っていきたいと考えております。そのほかに、簡易な防犯カメラ等を設置して、犯人があらわれる可能性があるようなところも、当然手口等を分析しながら、早期に被疑者を検挙していきたいと考えております。

○飯澤匡委員 IGRではなくてILCについてお聞きしたいと思います。一般質問等の答弁でも、視察団を結成し、執行部からも出席して、本県の期待感などをアピールしてきたようですが、昨年あたりに、あと2、3年でめどをつけなければならないとの話があり、また、研究者の方々の声では、あと2年で国が正式なプロジェクトとして手を挙げなければならないとの意見もあります。今国会で来年度予算について決まりつつありますが、そうすると、平成29年当初予算での、正式決定を目標とするという段取りの場合には、カウントダウンが始まっていて、そんなにゆっくりもしてられないという状況だと思います。

今後、本県が国際プロジェクトとして国に正式に認めてもらうために、政治家の方々の決断などによるところが大きいわけですが、これから詰めの段階に向けて本県がこの1年間で何をどういうふうにするべきなのかということは、非常に重要な時期を迎えていると私は思うわけでございます。霞が関や永田町からの声を聞きますと、岩手県はどれだけ真剣にやっているのだろうかという声がちらちらと、ちらちらどころではなく聞こえてくるわけです。その辺が懸念材料でありまして、今回の動向を通じて、本県は何をするべきなのか、それから何を中心にしてやるべきなのか、このことについて、その問題意識をお知らせいただきたいと思います。ことし特に何をするのか、来年に向けてどういう方向性を探っていくのか、そして実行するのか、このことをお知らせいただきたいと思います。

○佐々木科学ILC推進室長 委員御指摘のとおり、ここ1年が非常に重要な時期と捉えております。国が誘致を表明するか否かについては、有識者会議を設置して議論しているところでございますが、建設候補地としては安心して工事に着工できる、あるいは多くの研究者の方々が研究環境としてすばらしい生活ができる、そういった環境をしっかりと準備ができるかどうか、ここが大事だと思っております。

例えば国際化の対応等々も、岩手県はしっかり進んでいるかということ、やはり課題もございます。さまざまな多くの研究者が円滑に研究、生活ができる環境であることを、地元として積極的に訴えていくことが大事だと思っておりますので、地元としての対応はいかに受け入れ環境を整備していくか、そこを重点的に進めていくことで、国においても安心して候補地として見ていただけるように訴えていくことが大事だと思っております。

○飯澤匡委員 宮城県も、宮城県にまたがる地下トンネルについては、重大な関心を持っているわけで、これは、本県だけの課題ではなく、当初から東北全体で取り組む大きな課題だというふうに捉えています。どうも政府筋は本県がどのような対応をするのかとい

うことを常に注目をしていると私は受けとめています。

これからの方策ですが、まちづくりのビジョンは一回にはなかなか描けない。その部分については経済界の方々が中心になって進めていくと思うのですが、これは宮城県との連携もさることながら、戦略的に、逆に宮城県のビジョンを少し利用させていただくぐらいのことも視野に入れてやっていかなければならない部分もあるのだらうと思います。最終的には、岩手県が夢の実現に向けて、いい方向になるように物事が解決してほしいと思うのですけれども、そこは宮城県との連携で県からも職員を派遣してやっているわけですが、今の状況はどうなっているのでしょうか。

○佐々木科学 I L C 推進室長 やはり東北としてこの I L C をどう捉え、取り組んでいくかということは非常に大事な視点でありまして、岩手県独自で云々という部分もありますが、やはり東北全体としてどう動くかが重要であります。今、東北 I L C 推進協議会、東北経済連合会に職員 1 名を派遣しておりますが、東経連での動き、そういったものが地域の広がりにつながるような動きをさせていただいています。東北各県での普及啓発事業を東北 I L C 推進協議会で行っておりますが、そういったものにしっかり連携して私どもも今動いております。

また、東北 I L C 推進協議会、あるいは東北大学、関係者等々、毎月 1 度集まりまして、全体としての動きやあるいは必要なことなどを議論して具体的に進めていくべきことを話し合いといいますか、協議を定期的に行っております。東北のグランドデザイン、あるいはまちづくりといったものも喫緊の対応すべきものということで、今さまざま準備、あるいは具体的な動きがあります。時間はない中ですが、今後それらがまとめられて、広く議論させていただいて、東北全体としてのまとめりをつくっていくということを進めていく必要があるというふうに思っております。

○飯澤匡委員 心配するのは、全体的にベースはつくったのだけれども、なかなか案としてしっかり出てこないというところが少しじれったいところであります。これは、今世紀最大というよりも、東北地方がこれまでにない、日本でもやったことないプロジェクトですから、失敗することは絶対あってはならないと、私はそういうふうに思っています。

ここまで好条件でこぎ着けたことについては、いろんな関係者の方々の御努力もあってやってきたわけですが、最後の詰めの詰めに本当に必死になって来年度やっていただきたい。できませんでしたや政府が決めなかったからどうしようもありませんというのは、私は絶対に許せません。ここまでやったのだからという部分をぜひとも県から示していただきたいと思います。そういう気概を持ってぜひとも取り組んでいただきたい。決定権はこっちにはなく他力本願ですけれども、あらん限りの手を尽くして行わないと、東北で案も出せないでいると九州から、うちではファシリティーから何から環境が全部整って、いつでもできますよなんてことで巻き返されたら大変なことになってしまいます。立地拠点については I L C において世界でたった一つ東北だということになってはいますが、絶対に油断できないと思いますので、万が一のことも考えながら、絶対に息を抜かないで、

来年度についてはよろしくお願ひしたいというふうに思います。所見があればお願ひします。

○大平政策地域部長 委員御指摘のとおりのところもございます。なかなか東北の動きとして外にアピールできないところとか、現在検討中のところがたくさんあります。その中で、東北の協議会のトップが東経連の会長ですとか、東北大学の総長であるとか、あとは宮城県の村井知事ですとか、そういう方々も活動してはいただいております。特に東経連の高橋会長については、経済界の方と今回もいろいろ頑張ってもらっております。地元としても、要望活動等も行っておりますし、今度鈴木岩手県立大学長をトップにした東北の準備室の活動を来年度スタートさせるということとしております。あとは県民の方々からも、今とまっているのではないかみたいな声も聞こえてきますので、そうではないよというところも目に見える形でやっていく。そして、一般質問でも答弁いたしましたけれども、12月の国際会議などでもアピールしながら、研究者の方はもう決まっていると、あとはいかにして政府をその気にさせるかというところでもありますので、国民全体に発信できるようにあらゆる手を尽くしていきたいと思ひます。

○伊藤勢至委員 関連。今のI L Cに関連してですけれども、このアルファベット文字が県民に深く浸透しているとは思えないというふうに思ひます。関係者あるいは岩手日報に毎日掲載をしていただきまして、これはこれでありがたいわけではありますが、そもそもI L Cって何なのや、岩手県民にどういう恩恵があつて、何がどうなるのやというのがどうも県民はなかなかそこまではいっていないのではないかと思ひます。大体私自身がローマ字語には気をつけろと思ひているほうのタイプなのです。例えば海関係で言いますと、T A C、タック、あるいはH A C C P、ハサップ、あるいはE E Zなど、何だこれはというところから始まっているわけですし、それが自分の生活にどう密着するかなんていうのはなかなかわかつていないのです。

一部の関係者が他県との競争、競争と言ひながらやっているのは、それはそれで結構ですし、ぜひ勝ち上がつてほしいのですが、当局としては、報道していますと申すと言う一方的なやり方ではなく、高校生、中学生ぐらゐまで輪を広げて、やはりオール岩手という部分をつくっていくための考え方でもっと広く県民にアピールをしていくべきではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○佐々木科学I L C推進室長 これまで県としても普及啓発をやっておりますが、委員御指摘のとおり、まだまだ理解が足りない、浸透していないという声も多くございます。ですので、今も始めておりますが、I L Cキャラバンということで、きめ細かく、県内各地に行つて理解を求め、意見交換をする、そういったことを来年度重点的に進めるというようなことでも考へております。県民の皆さんの理解を進めて、みんなで取り組めるよう努めてまいりたいと思ひます。

○小野共委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**小野共委員長** それでは、先ほどの柳村委員の補正予算の際の質疑に対して、委員会の中でも可決しましたけれども、答弁できますか。

○**種田警務部長** 先ほどの柳村委員からの御質問について御答弁させていただきます。

歳入の補正でございますが、処分講習費について減額補正の2,246万円余を減額したわけではありますが、この理由につきましては運転免許の行政処分者講習を受講する見込み人員が見込みを下回ったことにより、処分者講習手数料が収入減されたことによるものでございます。歳出のほうでございますが、行政処分者講習、84万9,000円の減額になってございますが、こちらのほうは運転免許の行政処分者講習をする見込み人員が見込みを下回ったことにより、講習に要する経費、これは郵送料だとか、そういったものでございますが、それが減少したものでございます。先ほどの処分者講習の減額につきまして、また行政処分者講習の歳出の方の減額につきましても、受講者数の数が減ったことに伴ったものでございます。

○**小野共委員長** この際、当職からも委員の皆様へ御報告がございます。

さきの当委員会におきまして、請願陳情受理番号第5号沖縄県名護市辺野古の米軍新基地建設を中止し、「代執行」訴訟の取り下げを求める請願につきまして、請願者から願意等を聴取することとされたところであり、去る2月18日、当職及び佐々木副委員長におきまして、岩手県労働組合連合会議長金野耕治氏ほか2名の請願者の方々に、これまでの当委員会における審査の状況をお伝えするとともに、願意等の確認をしたところ、後日請願者から本請願を撤回したい旨の意向が示されたところでありますので、御報告いたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。